

くにとみ社協『SOS支援活動』実施要綱

(名称)

第1条 名称を『SOS支援活動』と称する。

(目的)

第2条 本活動は、フードバンク活動と併用あるいはそれに並ぶ活動として、その世帯の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、社会的経済的自立に資することを目的とする。

(実施主体)

第3条 本活動の実施主体は、社会福祉法人国富町社会福祉協議会（日本赤十字社国富町分区）が実施するものとする。

(対象者)

第4条 本活動の対象者は、世帯の生計中心者が生活困窮に陥る可能性あるいは陥った場合であって、原則として町内に居住している者とする。

(活動内容)

第5条 本活動内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 本会は、生活困窮に直面した方に対して包括的継続的な相談支援を行う。
- (2) 本会は、対象者に対して、この要綱の同意が得られた上で、社協活動及び本会所有の車輛並びに総合福祉センター館内、敷地等の清掃等実施について取り計らうものとする。
- (3) 本会は、生活困窮に直面した方の早期把握や見守りを行うため、地域での見守り体制及び関係機関・団体等のネットワーク構築に努める。

(個別支援調整会議)

第6条 対象者の個人情報については、自立相談支援事業所（宮崎県中央福祉こどもセンター）が主催する生活困窮者自立支援調整会議の出席者と情報共有し、就労準備支援や自立支援に向けての会議に諮るものとする。

(謝礼)

第7条 本会は、前条第5条第2項の活動を実施した者に対して、稼働能力に応じた謝礼（国富町共通商品券）を手渡すものとする。

(経費)

第8条 この活動の経費は、基本的に日本赤十字社国富町分区 地区区分交付金で運営し、事業費交付金地域福祉活動費またはその他の予算から支出する。

(守秘義務)

第9条 本会職員及び情報共有した関係機関・団体は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この活動に関して、協議が必要な案件が発生した場合は、その都度、事務局長及び事務局次長並びに法人事務局担当職員で協議し決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

くにとみ社協『SOS支援活動』活動マニュアル細則

1 本活動について（要綱第5条関係）

- (1) 実施要綱の同意が得られた上で個人情報を取得する（様式第1号）
- (2) ボランティア活動保険の加入（事業費交付金地域福祉活動費から支出）
- (3) 万が一の事故については、ボランティア活動保険内で対応し、その他一切の苦情・請求等は受けしないものとする
- (4) 活動終了後、活動記録報告書の記入（様式第2号）

2 本活動の内容と頻度について（要綱第7条関係）

- (1) 1人の対象者の活動は、平日1日4時間以内／1週間2回とする
- (2) 個人の能力に関わらず、1時間につき500円の国富町共通商品券を手渡しする
- (3) 活動内容と活動日時については、社協事務局で選定する

3 この活動における留意事項（要綱第9条、第10条関係）

- (1) この活動で知り得た対象者の個人情報及びその家族に関する秘密の保持に努める
- (2) 活動従事中に異状を認めたときは、その状況を把握し、適切な処置を講ずるとともに、必要に応じて関係機関等に連絡する
- (3) 天候や災害等の理由で、安全に作業ができないと判断した場合は、活動を中止する場合がある
- (4) 上記の留意事項以外に、活動上の問題が生じた場合は、事務局内で協議し、適切な対応を行うとともに、実施要綱及び活動マニュアル細則を改正する

附 則

この活動マニュアル細則は、平成28年9月1日から施行する。